

十八歳未満の年少者は病院、療養所及び浴場に於て使用することを得ない（第十五條）。

#### 実施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、十八歳未満の年少者は権限ある大臣に依りて承認された形式の労働手帳を所持することを要求されてゐる。此等の労働手帳は年少労働者の姓名、出生日及び教育程度に關する詳細を示すものでなければならぬし又健康證明書（註）を添附してなければならない（第十七條）。

（註）此の労働手帳は一九二四年の社會保險法に依つて保険手帳に代へられた。

#### 加奈陀

加奈陀に於ける兒童の使用は、州の法令に依つて規律されてゐるので、各州に付て別々に取扱ふ必要がある。

#### 「アルバータ」州

##### 法 令

店舗、事務所及び事務所の建物に於ける使用は工場法に依つて規律されてゐる。授業時間中の一般的な使用は就學法（School Attendance Act）に依つて規律されると同時に公衆娛樂業及び街頭商業に於ける使用は一九二二年の兒童保護法（一九二五年の兒童福利法の實施迄）に依つて規律されてゐる。

玉突場に關する法律（Billiard Room Act）は玉突場に於ける未成年者の使用を規律する規定を含んでゐる。

#### 年齢に關する規定

##### 一般職業

就學法は就學を適法に免除せらるる十五歳未満の兒童と授業時間中に使用する者に付て刑罰を規定してゐる（第六條（一））。

##### 店舗、事務所其の他

工場法は十五歳未満の兒童を店舗、事務所、事務所の建物又は倉庫に於て使用することを禁じてゐる（第二十條（一））。

##### 旅館其の他

「店舗」は旅館及び料理店を含むが故に（第二條（n））斯る場所に於て使用し得る最低年齢は十五歳である（第二十條（一））。

##### 公衆娛樂業

兒童保護法（下に掲ぐる許可に關する規定に従つて）は兒童（註）を何時たりとも公衆が入場料を拂つて入場する曲藝場其の他の公衆娛樂場所に於て營利の爲に歌はしめ、奏せしめ若は演ぜしめ又

は或る物を販賣せしむる爲使用する者に付て刑罰を規定してゐる（第二十八條（d））。但し興行に使用するゝ兒童の健康及び親切なる取扱を確保する爲適當な設備が施さるゝときは、地方當局は十歳以上の兒童をして斯る興行に於て二十四時間中に七時間を超へざる時間出演せしむる許可（右當局が當該目的の爲の兒童の適性に付て確むることを條件として）を與ふことが出来る（第二十八條（二））。

（註）法律の第二條（b）には「兒童」を定義して實際に又は一見して十八歳未満の少年又は少女としてゐる。

#### 街頭商業其の他

兒童を公衆の集まる場所に於て歌はしめ、奏せしめ、演せしめ又は或る物を販賣せしむる目的を以て使用する場合に付て刑罰が規定されてゐる（第二十八條（b））。尙ほ市會は「メッセージンデュー」、新聞及び小間物の賣子並に靴磨きとして兒童を使用する許可に付て管掌する爲命令を制定するの權限を有する（第十七條（一））。右の許可は、十八歳未満の少女若は十二歳未満の少年に對して、又は兩親又は後見人よりの書面に依る許可を得ずして十四歳未満の少年に對して、與ふることを得ない（第十七條（二））。

#### 玉突場

玉突場に關する法律は十八歳未満の者を玉突場に於て又は之に關聯して使用することを禁じてゐる。

#### 實施上の措置

#### 店舗其の他

法律の實施を容易ならしむる爲、店舗、事務所又は事務所建物に於て人を使用する一切の使用者は規定の形式（註）の被傭者帳簿を備付け且つ監督官に其の要求するが如き抜萃を提出することを要する（第九條）。尙ほ承認された告示を法律の適用ある一切の場所に於て掲示しなければならない（第十八條）。

（註）右形式は被傭者の年齢を示すことを要求してゐない。

#### 英領「コロンビア」

#### 法 令

店舗規律法（Shop Regulation Act）は麺麪屋に於て使用し得る年齢を定むる規定を包含してゐるが其の他の種類の設備に付ては規定がない。玉突場に於ける使用は博奕場法（Pool-Room Act）に依つて規律されて居り且つ更に都市法を以て規律し得ることになつてゐる。

#### 年齢に關する規定

#### 麺 麵 屋

店舗規律法は十四歳未満の者を麺麪屋に於て使用することを得ざることを規定してゐる（第三十九條）。

#### 玉 突 場

博奕場法は如何なる年少者（十八歳未満）も法律の適用を受くる場所（即ち玉突場其の他同様のもの）に於て使用することを得ざることを規定してゐると同時に都市法は市會をして、玉突場其の他同様の場所に於て十八歳未満の少女及び少年を使用することを規律し及び禁止することを得しめてゐる（第一百二十二条）。

### 「ミニトバ」

#### 法 令

店舗及び事務所に於ける兒童の使用は店舗規律法を改正する一法律に依つて規律されてゐる。公衆娛樂業及び街頭商業に於ける使用は一九二八年（監督官廳に關す）に及び一九二九年（曲藝場其の他の興行に對する許可に關す）に改正された兒童福利法（一九二四年）に依つて規律されてゐる。酒場其の他に於ける使用は政府飲料管理法（Government Liquor Control Act）に依つて規律されてゐる。

#### 年齢に關する規定

##### 店舗及び事務所

兒童（十四歳未満の）は一切の店舗に於て使用することを得ない（第二十條（一））が、十三歳乃至十四歳の少年は學校のある日には二時間以内又其の他の日には八時間以内店舗に於て又は之に關聯して使用することを得る。斯る少年は、適法に就學を免除されるとき且つ必要な證明書の作成の上、時間に

關する制限に従ふことゝして常時使用することを得る（第二十條（二））。是等の規定は又事務所に適用する（第三十九條）。家族的企業は除外されてゐる（第二十七條）。

##### 公衆娛樂業

兒童福利法には十八歳未満の兒童を公衆の集る場所に於て營利の爲歌はしめ、奏せしめ若は演ぜしめ又は或る物を販賣せしむる目的を以て使用する場合に付て刑罰を規定してゐる（一九二九年に改正された第一百七十六條（b））。又許可を受けずして同一の目的を以て十八歳未満の兒童を公衆が入場料を拂つて入場する曲藝場其の他の場所に於て使用する場合に付ても刑罰が規定されてゐる（同上（b））。右の許可是十歳以上の兒童にして身體上適する者に付、兒童福利局長が、兒童の健康及び親切な取扱を確保する爲適當なる施設が設けられてゐることを條件として、之を與ふことが出来る（一九二九年に改正された第一百七十七條）。

##### 街頭商業

法律は警察官が街頭若は公衆の集る場所に於て新聞若は其の他の物を賣り歩き若は販賣し又は營利の爲廣告を配布する十二歳未満の兒童（第二十九條（g））、又は十四歳未満であつても授業時間中街頭若は公衆の集る場所に於て常習的に物を呼賣し、賣り歩き若は販賣する者（第二十九條（1））を拘引することに付て規定してゐる。

市廳は「メッセージンチャード」、新聞若は小間物の賣子、靴磨き及び「ボーリング、アレイ」の「ピン、ボーラー」としての子供（十八歳未満の）の使用を規律し、監督し及び許可する爲規則を設くる權限を與へられてゐる（第一百六十八條一）。右の許可は十八歳未満の少女若は十二歳未満の少年に對しても又は兩親若は後見人の書面に依る許可なき十四歳未満の少年に對しても與へることが出來ない（第一百六十條三）。

### 酒場其の他

政府飲料管理法は「ビール」店に於て「ビール」を販賣し又は酌する爲十五歳未満の者を使用することを禁じてゐる（第八十二條）。

### 實施上の措置

#### 店舗其の他

法律の實施を容易ならしむる爲、店舗に使用せらるゝ十六歳未満の者に對ては、出生證明書を備付け之を順次に綴つておかねばならない（第二十條A）。使用者は法律の關係規定に關する注意書を店舗に掲示しておくことを要する（第二十五條）。

### 「ニュー、ブランッイック」

児童保護法は酒場其の他に於ける使用に關する規定を包含してゐる。右の法律には又街頭商業に關す

る規則を制定する權限を權限ある機關に與へてゐる。義務教育法(Compulsory Attendance at School Act)は授業時間中に於ける一般的使用及び一切の時に於ける商業的設備に於ける使用を規律する規定を含んでゐる。

公衆娛樂業に於ける使用に關しては何等の規定もない。

### 年齢に關する規定

#### 一般職業

義務教育法は十六歳未満の児童は、斯る児童が法律に規定せらるゝ最低限度の教育を受け且つ必要な證明書を有する場合又は右の児童が第七級の試験に合格した場合を除き、一切の市又は町に於て授業時間中に如何なる業務たるを問はず勞働せしむる爲に使用することを得ないと規定してゐる（第三十一條一）。

#### 商業

法律は又十三歳未満の児童は商業的設備に於て使用することを得ざることを規定してゐる（第三十一條二）。

#### 街頭商業

児童保護法には、Commissioner（即ち第五條に規定せらるる方法を以て任命された少年裁判所判事）は

少年又は少女が市廳の承認を受くることを條件として街頭商業に従事することを得る條件に關し必要な規則を制定することを得ることを規定してゐる（第五十一條）。

#### 酒場其の他

法律は又警察官又は児童保護協會職員が酒造所、酒精飲料を製造し壠詰めにし若は販賣する店舗、「サロン」、居酒屋其の他の場所に於て使用さるゝ児童（十六歳未満の）を拘引することに付て規定してゐる（第十條(i)）。

#### 「ノヴァ、スコチア」

##### 法 令

一九三〇年に改正された児童保護法は酒場其の他に關する規定を含んで居り、又街頭商業に於ける使用に關する市町村條例を豫見してゐる。授業時間中に於ける一般職業及び街頭商業に於ける使用については教育法中に規定がある。公衆娛樂業又は授業時間外の一般職業に於ける使用に關しては何等の規定もないようと思はれる。

#### 年齢に關する規定

##### 一般職業

教育法には十六歳未満の児童は、法律に規定せらるゝ方法に於て就學を免除され且つ必要なる證明書

を有するに非ざれば、一切の業務に於て及び街頭商業に於て授業時間中に使用することを得ざることを規定してゐる（第一百三十五條(一)）。右の免除は十二歳以上の児童にして第七級の試験に合格したる者又は十三歳以上にして必要上労働することを餘義なくせらるゝ者に對し與へられる（第一百二十條(二)）。

##### 街頭商業

街頭商業に付ては最初教育法に依つてのみ規定されてゐた。然るに児童保護法を改正せる一九三〇年の法律は市會及び合同都市が「メッセージンデュー」、配達人又は新聞若は小間物の賣子として使用さるゝ十六歳未満の年少者の規律及び監督に關して條例を設くることを得ることとした。

斯る條例は實施に先ち總督の承認を得なければならぬ。

##### 酒場其の他

児童保護法には児童保護協會職員又は警察官吏は酒造所、酒精飲料を製造し壠詰し又は販賣する店舗、「サロン」、居酒屋其の他の場所に於て使用せらるゝ児童（十六歳未満の）を拘引することを得ることを規定してゐる（第二十二條(i)）。

#### 「オントリオ」

##### 法 令

店舗に於て使用し得る年齢は工場、店舗及事務所建物法（Factory, Shop and Office Building Act）に

依つて規律されてゐる。授業時間中に於ける一般的使用に付ては就學法に依つて規律されてゐるが、公衆娛樂業及び街頭商業に於ける使用は兒童保護法に依つて規律されてゐる。都市法は都市に街頭商業に關する規則を制定することを得しめてゐる。授業時間外に於ける一般的使用を規律する規定は存在しないようと思はれる。

### 年齢に關する規定

#### 一般職業

就學法は十四歳未滿の兒童を授業時間中に使用することを得ざることを規定してゐる（第五條(一)）。

#### 店舗

工場、店舗及事務所建物法（註）は、家族的企業を除き、店舗に於て十四歳未滿の者を使用することを禁じてゐる（第二十六條）。「店舗」の定義中には旅館及び居酒屋は除外されてゐる（第一條(d)）。

（註）法律中には事務所又は事務所建物に使用し得る年齢に關し何等規定もない。

#### 公衆娛樂業

兒童保護法は兒童（十六歳未滿の）を曲藝場、劇場又は公衆が入場料を拂つて入場する其の他の公衆娛樂場所に於て營利の目的を以て歌はしめ、奏せしめ若は演せしめ又は或る物を販賣せしむる爲使用する一切の者に付て刑罰を規定してゐる（第十六條(一)(c)）。但し、十歳以上の兒童にして身體上適せる

者をして、市長より許可を得且つ兒童の健康及び親切な取扱を確保する施設が設けらるゝことを條件として、公衆が入場料を拂つて入場する興行物に出演せしめ得る規定が設けられてゐる（第十六條(二)）。

#### 街頭商業

兒童保護法は十六歳未滿の少女及び十二歳未滿の少年が街頭商業に從事することを得ざること及び從事することを許容すべからざることを規定してゐる（第十四條(一)）。

都市法は「マッセンチャーチ」新聞及び小間物の賣子並に靴磨きとして使用さるゝ兒童を規律し監督する爲都市に於て條例を設くることを得しめてゐる（第四百三十一條(三)）。

#### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、店舗は其の使用する年少者（十六歳未滿の）及一切の年齢の少女婦人の帳簿を規定の形式に於て備へつけ（第十二條）且つ法律の抜萃を含む注意書を掲示しておかねばならぬ（第二十四條）。

#### 「クレベック」

#### 法 令

工業設備法（Industrial Establishment Act）に含まるゝ制限以外には使用に關する最低年齢制限が存在しないものゝようである。右の工業設備法は、兒童を使用するには右兒童が特定の教育程度に達せるこ

とを必要としてゐる。都市法は街頭商業に關する規則を制定する權限を權限ある機關に與へてゐる。

#### 年齢に關する規定

##### 商業、公衆娛樂業、酒場其の他

工業設備法は商業若は業務に從事し又は自由職業を行ふ一切の使用者、劇場、活動寫眞館、旅館、料理店若は「メッセージンデヤー」を使用する電信會社の一切の所有者、占有者若は支配人、廣告及び引札を配布する一切の印刷者若は代理人又は「メッセージンデヤー」として少年少女を使用する百貨店の一切の所有者に對し容易に読み書きすることを得ざる十六歳未満の少年少女を使用することを禁じてゐる（第八條）。

##### 街頭商業

十六歳未満の一切の少年少女は、容易に読み書きすることが出来るに非ざれば、街頭又は公衆の集まる場所に於て新聞を賣り又は營業を行ふことを禁ぜられてゐる（第九條）。

尙ほ都市法は、市會をして、街頭及び公衆の集まる場所に於ける未成年者の使用を或る條件に於て許可し、規律し又は妨止し並に新聞配達人に許可を與へ及び之を規律する爲、條例を設くることを得せしめてゐる（註）。

（註）「モントレオール」市（恐らく他の都市も）は此の規定に基いて條例を發布した。「モントレオール」に於ける最低年齢は街

##### 「サスカラチワン」

##### 法 令

授業時間中に於ける一般的の使用は就學法に依つて規律されてゐるが、他の時間中に於ける使用を規律する規定は存在しないものゝようである。兒童福利法は公衆娛樂業に於ける使用を規律してゐると同時に都市法は街頭商業に關し條例を設くることを得しめてゐる。

##### 年齢に關する規定

##### 一般職業

就學法は十五歳未満の兒童にして適法に就學を免除されざる者は授業時間中に使用することを得ざることを規定してゐる（第六條）。

##### 公衆娛樂業

兒童福利法は（許可に關する規定の留保の下に）兒童（十六歳未満の）を、曲藝場又は公衆が入場料を拂つて入場する其の他の娛樂場所に於て營利の目的を以て歌はしめ、奏せしめ若は演ぜしめ又は或る物を販賣せしむる爲、使用せしむる者に付て刑罰を規定してゐる（第五十一條（c））。尤も權限ある官廳は上記の興行物に出演するに身體上適せる兒童に付、健康及び親切なる取扱を確保し且つ二十四

時間内に於て七時間を超えることを條件として、許可を與へることを得る（第五十一條〔一〕）。

#### 街頭商業

市に關する法律は「マッセンヂャー」、配達人、新聞及び小間物の賣子並に靴磨きとして使用せらるゝ児童（年齢に付ては明示されてない）を規律し、監督し及び許可する爲市會をして條例を設くることを得しめてゐる。年齢を問はず一切の少女、十二歳未満の少年又は兩親若は後見人の書面に依る許可なく十二歳以上十四歳未満の少年に對し許可を與ふことを得ない（第二百十九條〔一〕及〔三〕）。同様の規定は町に開する法律第二百九條にも存在してゐる。

#### 「ヨーコン」

##### 法 令

「ビール」販賣條例（Sale of Beer Ordinance）は酒場其の他に於ける年少者の使用に關する規定を含んでゐる。

##### 年齢に關する規定

##### 酒場其の他

二十一歳未満の男子及び一切の年齢の女子は許可された構内に於て「ビール」を供する爲に使用する

ことを得ない（第三十七條）。

##### 智 利

##### 法 令

關係ある規定は一九二四年九月八日の雇傭契約に關する法律第四千五十三號、一九二五年十一月十一日の命令に依つて承認された給料被傭者に關する法律第八十五號、一九二八年十月十八日の未成年者の保護に關する法律第四千四百四十七號、及び之に基いて發せられた一九二八年十二月二十四日の規則第二千五百三十一號に存在してゐる。是等の法律中の最初の法律は商業を除外して居り、商業については第二の法律に依つて包含されてゐるが、併し第一の法律は一般職業及び危險ならざる興行物に関する規定を含んでゐる。危險なる興行物は一九二八年の法律に依つて規律されて居り、それは尙ほ酒場及び年少者の道徳に危險の虞ある場所に於ける勞働に關する規定を包含してゐる。

##### 年齢に關する規定

##### 一般職業

一九二四年の法律は十四歳未満の児童は一切の種類の勞働に使用することを得ざるも、十二歳以上十四歳未満の者にして義務教育を卒つた者（註一）は規則に依つて明示さるゝ（註二）或る種の勞働に使用し得ることを規定してゐる（第二十九條）（註）。

(註一) 一九二九年九月二十九日の法律に依つて七歳乃至十四歳の児童は義務教育がある。

(註二) 此の規定に基く規則は未だ發布されないようである。

### 公衆娛樂業

法律は十四歳未満の児童を劇場、曲藝場「カフェー、コンサーツ」又は其の他の娛樂場所に於ける興行物に使用することを得ざることを規定してゐる。縣知事は特殊の劇の上演の爲劇場に於て一名又は二名以上の児童を使用することに付て例外の形式に依つて許可を與へることが出来る（第三十四條）。斯る場合に付て絶對的最低年齢の制限はない。

### 商業

商業は一九二五年の給料被儲者法に依つて規律されてゐるが、それは十四歳未満の児童を、義務教育を卒へた場合でなければ、その法律の適用ある勞働（即ち肉體的勞力よりも精神的勞力を必要とする勞働）（第二條）に使用することを禁じてゐる（第二十四條）。

### 危險なる興行物

一九二八年の法律は十六歳未満の者を輕業又は營利の目的を有する類似の興行物に於て使用する娛樂場所の支配人又は所有者に付て刑罰を規定してゐる（第三十一條）。

### 酒場其の他

法律は又二十一歳未満の年少者を、酒精飲料を販賣する場所に於て、使用することに付て刑罰を設けてゐる（第三十一條）。

### 道徳に害ある場所

二十一歳未満の年少者を淫賣屋又は賭博宿に於て使用することに付て刑罰が設けられてゐる（第三十一條）。

### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、使用者は十八歳未満の年少者の兩親又は後見人に規定の形式の勞働手帳を發行することを要求されてゐる。

一九二五年的法律は實施に關する特別規定を含んでゐない。

### 「コロハビア」

### 法 令

關係ある法律は一九二四年十一月二十九日の児童の福利に關する法律第四十八號及び一九二七年十一月十日の教育に關する法律第五十六號であるようであるが、是等の法律の児童の使用に關する規定は極めて不完全である。

### 年齢に關する規定

## 一、一般

一九二七年の教育法は兩親及び後見人は十四歳未満の児童に對し、その児童が十一歳以上にして且つ初等教育を卒へたものに非ざれば、第三者に使用さることを許可することを規定してゐる（第七條）。

## 「チエッコスロヴァキア」

## 法 令

本報告に於て考慮中の職業に使用し得る年齢は一九一八年十二月十九日の八時間法の規定に依つて規律されてゐて、それは正規的又は營利的職業に對し十四歳の絶對的制限を設けてゐる。児童の使用に對する補助的監督は、一九一九年六月十七日の児童労働法に據つて行はれてゐるが、此の法律は又酒精を販賣する場所及び公衆娛樂業に於ける使用に付て特に擧げてゐる。

## 年齢に關する規定

## 一般職業

一九一八年の八時間法は児童が十四歳に達し且つ其の義務教育を卒へる以前に、正規的又は營利的勞働に之を使用することを禁じてゐる（第十條）。十六歳未満の少年及び十八歳未満の少女は單に健康に害なく且つ身體の發達を阻害せざる勞働に於てのみ使用することを得る（第十一條（一））。

一九一九年の児童労働法は「児童の勞働」とは報酬を支拂はれ又は特に報酬を受けずとも正規的に行はるゝ勞働を意味するものと定義してゐる（第二條）。同法は十二歳未満の児童の使用を禁じてゐるもの（第四條）、訓練若は教育の目的の爲又は臨時の勞働に児童を使用することを認めてゐる（第一條）。斯くて家族的企業に於ける使用に付ては斯る勞働が訓練又は教育の爲にするものと認め得る限りの外は許されないものゝ如くである。

## 公衆娛樂業

一九一九年の児童労働法は児童（十四歳未満の）を公衆娛樂業及び見世物に關聯して使用することを禁じてゐると同時に地方學校當局に對し訓練、教育、藝術又は科學上の特殊の利益の爲學校長と協議の上各個の場合に於て除外を與ふことを認めてゐる（第八條）。

## 商業及び街頭商業

是等の職業に付ては掲げられてゐない。されば特に掲げてない限り一般職業に對する制限が之に適用するのであらうと思はれる。

## 酒場其の他

児童労働法は特に表に掲げた或る種の作業場所に於て児童を使用することを禁じてゐる。その内には酒精飲料を小賣販賣する場所、酒造場、「ビール」、葡萄酒其の他の貯藏所を含んでゐる（第七條附表一）。

尙ほ又斯る兒童は旅館及び飲食店に於ても客に酒を供せしむる爲使用することを得ない(第八條)。

#### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、他人の兒童(十四歳未満の)を使用する者は法律に従つて労働手帳を市町村當局より得且つ帳簿を保存することを必要としてゐる。市町村當局は必要と認むるときは身體検査を命ずることを得る(第十二條)。

#### 丁　　抹

##### 法　　令

本報告に於て考慮中の職業は一九二五年四月十八日附の兒童及年少者使用法第百四十五號の適用を受ける。同法は工業的たると然らざると問はず一般職業を包含してゐる。唯農業、漁業及び本書の關係せざる若干の職業は例外である。社會省より事務局に提供した情報に依るに、一九二五年以前には工業以外の職業は主として市町村條例に依つて規律されてゐたが、右の法律は其の適用範圍内に斯る職業を含ましむることに依つて地方的命令の必要を著しく減じたようである。

#### 年齢に關する規定

##### 一般職業

法律は十四歳に達せず且つ適法に義務教育を免除されざる兒童を營利の爲行はるゝ企業に於て使用し

得ざることを規定してゐる(第一條)。

此の規定は兒童が徒弟として勞働する場合に非ざれば兒童又は年少者の直屬の親族のみが使用せらるゝ企業に適用しないし、又それは規則に反対の規定なき限り使に行く者(註一)に適用しないし又職業學校又は徒弟作業場に於て兒童又は年少者に依つて行はるゝ勞働——これ等の勞働が公の機關に依つて承認せられ、監督せられ且つ營利の爲に行はざることを條件として一に適用しない(第十二條)。

法律に依つて年齢制限を課せらるゝ勞働に使用する爲の條件に關しては使用者は、斯る勞働に十八歳未満の年少者を使用するに先ち、出生證明書に依つて年齢を確かめ且つ雇入後四週間以内に資格ある醫師(註二)が體格検査を行ふことに依つて年少者の身體上の發達及び健康が當該勞働を爲すに支障なきことを確むべかことが規定されてゐる(第十二條)。右の體格検査の費用は使用者が負擔する(第九條)。

(註一)「使ひに行く者」(persons going on errands)の定義に付ては下に述ぶる配達勞働の項参照

(註二)社會省よりの事務局宛情報に依れば如何なる醫師も體格検査を行ひ得るも實際上は通常保險金庫醫務官か又は使用者の選擇した醫師に依つて行はれることがある。

#### 配達勞働

「使ひに行く者」を一九二五年の法律の規定より除外することに關しては、社會省より事務局に宛たる情報に依れば右は専ら品物を運搬することに從事する者又は一の場所より他の場所へ使ひする者に

して他の義務（集金又は品物の積卸の如き）を有せらる者に適用する。

「ヨーペンバーゲン」に於ては右の規定に基き一九二八年八月一日附に條例が制定されたが、それは使ひに行く者の労働を十二歳以上の兒童に制限し且つ次ぎの條件を課してゐる。

(イ) 勞働は一日四時間に限られ、夜間労働も、授業時間中又は宗教的教養に充てられた時間中の労働も、宗教上の休日中の労働も許されない。

(ロ) 運搬すべき荷物に關し重過ぎることがあつてはならぬ。それは八「キログラム」を超ゆることを得ない。

(ハ) 牛乳の配達は單一の店舗企業に限られてゐる。

(ニ) 領收證が、發送せらるゝ品物に附してゐる場合の外、金錢を集めることを得ない。

右の年齢制限は年齢が十四歳である（「ヨーペンバーゲン」に於ては）正規の「メッセージンデヤー」企業に適用しない。

#### 公衆娛樂業、街頭商業其の他

社會省よりの情報に依れば、これ等のものは特に掲げてなくとも第一條の適用を受ける。

#### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、法律の適用を受くる作業場（家族的企業に非ざる）に使用せらるゝ十

八歳未滿の一切の者に付て出生證明書を添附した當該者の姓名、住所及び年齢を示せる帳簿を備へつ

けておくことを要する。麵麺屋及び菓子屋に使用せらるゝ年少者（使用者の子供に非ざる）に關しては規定の形式の労働手帳を發行し且第九條に規定せらるゝ診斷書を添附しておかねばならない。

#### 「イングランド」及び「ウールズ」（註）

（註）「イングランド」及び「ウールズ」に實施せらるゝ法律と北部愛蘭に實施さるゝ夫れとの間には極めて僅少の差異がある。學齡兒童の使用に關する「ベロシタンド」の法律は「イングランド」に實施せられるゝものと異つて居り、例へば「ベロシタンド」に於ては一切の年齢の兒童を一切の職業に於て授業時間外に使用することを妨ぐる規定がない（但し條例又は特別の使用に關する法規に依つて最低年齢が規定される場合は此の限でない）。「ベロシタンド」に於ては街頭商業の禁止年齢は十七歳であり又公衆娛樂業に於ける使用に關しては許可の最低年齢は十歳である。

#### 法 令

工場、鑛山其の他に於て行はるゝに非ざる職業に於ける十四歳未滿の兒童の使用及び街頭商業に於ける十六歳未滿の年少者の使用は最初は一九〇三年の兒童使用法に依つて一般的に規律されてゐた。此の法律は地方當局（即ち人口一萬以上を有する市（Borough）、人口二萬以上の都市區域及び其の他郡（Country）に對し、特定の職業に於ける兒童の使用を禁止し、一般的に又は特定の職業に於ける使用を規律し及び十六歳未滿の者に依る街頭商業を規律する條例を、國務大臣の確認を経ることを條件として、制定するの權限を與へてゐる（註）。この法律はその後一九二一年の教育法に依つて統一され、

しかして今では右の法律の第八部（第九十條乃至第一百八條）に含まれてゐる。此の第八部に基いて制定されるべき條例は尙ほ國務大臣の確認を受くべきこととなつてゐる。

(註) Home Office : Report on the Work of the Children's Branch, April 1923, London, H. M. Stationery Office, 1923.

一九二一年の教育法の適用を受くる職業（十二歳未満の児童に適用する第九十二條<sup>(1)</sup>に於ける一般的禁止の外に）は次ぎの如くである。即ち牛乳、新聞、品物又は小包の配達の如き一般職業及び店舗、家庭労働、工業的家内労働其の他に於ける又は之に關聯せる職業、街頭及び公衆の集まる場所に於て行はるゝ職業、公衆娛樂業に關聯せる職業、輕業其の他としての訓練、重荷を揚げ及び健康又は教育に害ある職業、是れである。特別の規定は尙ほ危険なる興行物に關する或る他の法律を以て實施されてもると同時に興行の目的を以て児童又は年少者を海外に送ることに付て制限が設けられてゐる。

#### 年齢に關する規定

##### 一般職業

一九二一年の教育法は、地方當局が條例を以て法律に明示せらるゝが如き兩親に依る児童の制限的使用を許可することを得る場合を除き、十二歳未満（註<sup>(1)</sup>）の児童の使用を禁じてゐる（第九十二條<sup>(1)</sup>）。地方當局は十四歳未満の児童に關し其の使用が違法なる年齢を規定する爲條例を制定し（第九十條<sup>(1)(A)</sup>）又は特定の職業に於ける十四歳未満の児童の使用を禁止し若は或る條件の下に許可することを得る

（第九十條<sup>(1)</sup>）。

地方當局は十四歳未満の各個の児童を、児童の健康又は教育に害あるものと認め得る勞働に於て、使用することを禁ずることを得る（第九十四條<sup>(1)</sup>）。（註<sup>(2)</sup>）

十四歳未満の児童を學校に出席することを妨ぐるが如き方法に於て使用し又は十八歳未満の年少者を補習學校に出席することを妨ぐるが如き方法に於て使用することは禁じられてゐる（第九十五條<sup>(a)</sup>及<sup>(c)</sup>）。

十四歳未満の児童を、重荷を揚げ若は動かすことに使用し又は生命、健康若は教育に害ある職業に從事せしむることは禁じられてゐる（第九十二條<sup>(1)</sup>）。

(註<sup>(1)</sup>) 「イングランド」及び「ウェールズ」に於ける小數の地方當局は條例を以て一切の職業に於ける児童の使用が禁ぜらるゝ年齢を十二歳より十三歳に引き上げてゐる。

(註<sup>(2)</sup>) 「イングランド」及び「ウェールズ」に於ける殆ど一切の地方當局は條例を以て或る職業にして其の狀態が児童に特に有害なりと認めるもの例へば理髪店、酒精飲料の販賣、筋書又は其の他の物の販賣、娛樂場所に於ける切符の取扱、玉突場、屠殺場等に使用することを禁じてゐる。

#### 公衆娛樂業（危險ならざるもの）

一般職業に適用する法律及び條例の規定は公衆娛樂場所に於ける使用に適用あるも、公衆娛樂物の爲に許可された構内、曲藝場又は其の他の公衆娛樂場所に於て歌はしめ、奏せしめ、演ぜしめ又は物を

販賣せしむる目的を以て（第一百條（i）に明示せらるゝ慈善興行物を除く）十二歳未満の児童を使用せしむる者に付て特別の刑罰が設けられてゐる（第一百條（b））。

地方當局は十二歳以上十四歳未満の児童を當該目的の爲に許可された場所に於て興行物に出演せしむる爲使用することを何時でも許可することを得るが、但し児童が當該使用に適することが證明され且つ健康及び親切な取扱（註）を確保することを條件としてゐる（第一百條（1））。

（註）これら等の二條項の效果は十二歳乃至十三歳の児童をして公衆娛樂業其他の爲に許可された構内に於ける興行物に於て、許可なくして午前六時より午後八時迄（學校のある日は放課後八時迄）出演することを得しむるに在る。但し地方當局の條例が一般職業に於て超ゆることを得ない一層早き時間を定めたときは此の制限は又興行物に適用する。尤も地方當局は許可の方法を以て興行物に於ける使用に關し其の適當とする時間を定むることを得る。

又十二歳未満の児童を街頭に於て營利の目的を以て歌はしめ、奏せしめ、演ぜしめ、見世物にし又は或る物を販賣せしむる爲使用することに付て特別の刑罰が設けられてゐる（第一百條（b））。

#### 公衆娛樂業（危險なるもの）

危險なる興行物に關しては、法律は一切の場所に於て輕業師、曲藝師として又は性質上危險なる見世物若は興行物の爲に十六歳未満の児童又は年少者を訓練せしむる者に付て特別の刑罰を規定してゐる（第一百條（c））。但し微罪巡回裁判所（Petty Sessional Court）は十二歳以上十六歳未満の児童又は年少者に付て斯る興行物の爲訓練することを許可することを得るが、その場合には児童又は年少者が當該

勞働に適することが認められ且つ健康及び親切なる取扱を確保することを條件としてゐる（第一百二條（1））。

一八七九年の児童危險興行物法（Children's Dangerous Performances Act）—それは年齢に關し一八九七年の危險興行物法第一條に依り改正されたが一は略式裁判所に於て生命又は、身體に危險なりと認めらるる興行物に於て十六歳未満の少年又は十八歳未満の少女を出演せしむる者に付て刑罰を規定し又斯る出演を幫助し又は教唆した親又は後見人も亦處罰される（第三條）。

#### 海外に於て行はるゝ興行物

児童又は年少者を興行の目的を以て海外に送ることは一九一三年及び一九三〇年の児童（海外使用）法（Children's Employment Abroad）Actに依つて規律されてゐる。一九一三年の法律は營利の目的を以て歌はしめ、奏せしめ、演せしめ又は見世物にする爲十四歳未満の児童を海外に送ることを絶對的に禁じて居り、且つ十四歳以上十六歳未満の年少者は「バウ」街警察裁判所判事の許可を得ずして海外に送ることを得ざることを規定してゐる。一九三〇年の法律は「十六歳」を「十八歳」とした。

#### 街頭商業

十四歳未満の児童を街頭商業に使用することは一九二一年の教育法に依つて禁じられてゐる（第九十一条（1）（a））。

地方當局は命令を以て、(イ)命令に明示さるゝ年齢、性其の他に關する條件に遵ふ場合を除き十六歳未滿の年少者が街頭商業に從事することを禁じ(註)又(ロ)斯る街頭商業の狀態を規律することを得る(第九十一條)。

(註) 内務省よりの情報に依れば、大多數の地方當局は十六歳未滿の少女が街頭商業に從事することを禁じ又其の内約七割は少年の年齢制限を十四歳より十五歳に引き上げたとのことである。

#### 酒場其の他

一九〇八年の児童法は閉店時間中を除き児童(即ち十四歳未滿の者)が酒場に入ることを禁じてゐる(第一百二十條)。

#### 實施上の措置

左の場合に於て規定の年齢未滿の児童を使用するには特別の許可を必要とする。即ち公衆娛樂業に於て夜間に使用する場合、輕業師として若は一切の危險なる興行物の爲に訓練する場合又は興行の爲海外に送る場合これである。尙ほ地方當局は年少なる街頭商人に對し許可を受け且つ徽章を付けることを要求し得る。

#### 「エストニア」

#### 法 令

關係ある規定は公立小學校に關する一九二〇年五月七日の法律、酒精飲料の販賣に關する一九二一年五月十日の法律並びに一九二五年四月二十二日の「タリン」市條例中に存する。

#### 年齢に關する規定

#### 一般職業

一九二〇年の學校法は就學の義務ある児童を營利の目的に使用することを禁じてゐる(註)。

(註) 「エストニア」に於ては義務教育年齢は七歳以上十四歳未滿であるようである。

#### 街頭商業

一九二五年四月二十二日の「タリン」市條例第四條は街頭に於て新聞を賣る者は少くとも十三歳なることを要することを規定してゐる。

#### 酒場其の他

一九二七年五月十日の法律に依つて、十二歳未滿の者は酒精飲料を販賣する場所に於て使用することを得ない。これ等の場所は料理店、施設、協會、俱樂部其の他を含んでゐる(第五條)。

#### 芬 蘭

#### 法 令

一九一九年十月二十四日の商店員法は此の法律に定めらるゝ商業的設備に於ける勞働に適用する。そ

れは公衆娛樂業、街頭商業及び酒精飲料を販賣する場所に於ける労働に適用し得る如く思はるゝ規定を含んでゐない。工業にのみ適用する一九二九年七月三十一日の法律は浴場業に使用し得る年齢を制限してゐる。

#### 年齢に關する規定

##### 商 業

法律の適用を受くる設備に於て十四歳未満の兒童を使用することは禁じられてゐる(第四條)。即ち店舗、及び商業的設備、事務所、倉庫並びに右の附屬物是れである。家族的企業に付ては除外規定がない。

##### 浴 場

一九二九年七月三十一日の法律は浴場業に於て十四歳未満の兒童を使用することを禁じてゐる(第二條)。

#### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、十八歳未満の一切の者は年齢證明書を所持しなければならないし、十六歳未満の兒童に付ては使用者に於て規定の形式の且つ必要ある場合提示すべき帳簿を備付けておくことを要する(第十四條)。法律の寫しは店舗、商業的設備及び其の適用を受くる其の他の場所に掲示しておかねばならない(第十五條)。

##### 佛 蘭 西

#### 法 令

商業的設備に於ける兒童及び年少者の使用は労働法典第二卷に依つて規律されてゐるが、それは一九二八年六月三十日の法律に依つて改正されて曩に工業のみに適用する法典の年齢規定を商業的設備に擴張せらるゝに至つたのである。尙ほ店舗の軒先に於ける兒童及び婦人の使用に關する一九一三年六月二十一日の命令を附加してもかねばならない。

労働法典第二卷は劇場及び危險なる興行物に於ける兒童の使用に關する若干の規定を含んでゐる。劇場興行に關しては、右の規定は斯る興行に使用し得る條件を規律し且つ絕對的最低年齢を定むる一九一三年三月十日、一九二四年六月二十六日及び一九二五年二月二十六日の三つの労働省回章に依つて補足されてゐる。

一九一七年十月一日の飲食店の警察監督に關する法律は酒精飲料を販賣する場所に於ける少女の使用に關する規定を設けてゐる。

最後に一九一四年三月二十一日の命令は道徳に危險なる職業に關する規定を設けてゐる。

街頭商業其のもの又は酒精飲料を販賣する場所に於ける少年の使用を規律する規定は存在しないもの

、如くである。

一〇四

#### 年齢に關する規定

##### 商 業

一九二八年六月三十日の法律に依つて改正された労働法典第二卷は十二歳に達せざる兒童を、家族的企業は除き、工業的若は商業的設備又は之に附屬せるものに於て使用し又は使用することを許容することを得ざることを規定してゐる(第二條)。但し十二歳に達し規定せらるゝ方法に於て身體上適せることを證明せられ(第二條)且つ一八八二年三月二十八日の法律の規定に従つて初等教育修了證明書を有する兒童に付ては除外が許される。

一九一三年六月二十一日の命令は店舗の軒先に於て十四歳未満の少年及び十六歳未満の少女を使用することを禁じてゐる(第一條)。

##### 公衆娛樂業

労働法典第二卷は性の如何を問はず十二歳未満の兒童を俳優として使用し又は劇場若は「カフェー、コンサート」に於て行はるゝ興行に出演せしむることを得ざることを規定してゐる(第五十條)。但し文部大臣及び各縣知事は、例外の方法に依つて、特別の劇に於て一名又は二名以上の兒童を使用することを許可することを得る(第五十九條)。尤もその場合には前記の三つの省回章に定めらるゝ條件に

從ふこととするが、これ等の條件は次ぎの如くである。即ち如何なる場合に於ても九歳未満の兒童に付て許可を與へることを得ないし、當該官廳は許可を與へるに先ち劇の性質及びそれが上演される狀態が兒童の健康又は道徳に害なきこと、並びに兒童の出演は上演の爲必要なることを認めなければならぬし、兒童は一ヶ月に十五以上の演劇に使用することを得ないし、其の名を番附、筋書又は廣告に掲ぐることを得ない。最後に兒童の義務教育上支障なきことを確保し且つ其の金錢的利益を保護するの規定が存する。

##### 危險なる興行物

労働法典第二卷は十六歳未満の兒童をして危險なる力業又は輕業を爲さしむる一切の者及び輕業師、野師、野獸馴しの業を營む者又は曲藝場の支配人にして斯る興行物に關聯して十六歳未満の兒童を使用する兒童の兩親以外の者に付て刑罰を設けてゐる。斯る職業を營み且つ其の自己の子供を使用する父又は母も同様の刑罰に處せられる(第六十條)。又父、母、後見人たるとそれ以外の者たるとを問はず兒童の監督權を有する者にして營利又は其の他の目的の爲斯る職業を營む者に十六歳未満の兒童を引渡す者及び斯る引渡しに關係ある代理人又は媒介人に付ても刑罰が設けられてゐる(第六十一條)。

##### 酒場其の他

一〇五

一九一七年十月一日の法律は十八歳未満の婦人を、斯る婦人が店主の家族に屬する場合を除き、飲食店に於て使用することを禁じてゐる（第九條）。

#### 道徳に害ある労働

一九一四年三月二十一日の命令は十八歳未満の児童又是一切の年齢の婦人を、刑法に依り販賣、陳列又は出品を禁ぜらるゝ印刷物、引札、繪畫其の他の物の製造又は取扱に使用することを禁じてゐる。十六歳未満の児童及び二十一歳未満の婦人を、其の道徳を害する虞ある物を製造し、斯る製造が刑法に違反せずとも一する場所に於て使用することも同様に禁ぜられてゐる（第十二條）。

#### 実施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、諸設備主は法律の關係ある規定を労働場所に掲示することを要する（第八十三條）。

十八歳未満の一切の使用せらるゝ児童は、その姓名、出生日其の他法律に依り要求さるゝ事項を示す労働手帳を所持することを要する。若しも児童が十三歳未満であるならば既に述べた初等教育終了證明書を添付しておかねばならない。労働手帳は市長に依り児童の父、母、後見人又は使用者に無料を以て發行される（第八十八條）。

使用者は前記の諸事項を示す帳簿を備付けておかねばならない（第九十條）。

道徳に害ある労働に關する一九一四年三月二十一日の命令の適用を受くる事業主は監督官の要求に基き、其の使用する十八歳未満の一切の児童の労働手帳又は出生證明書を提示しなければならない。

#### 獨逸

##### 法 令

一九〇三年三月三十日の聯邦児童労働法は、一九一五年七月三十一日の聯邦法に依つて改正されたが、獨逸聯邦全體に適用する規定を含んでゐる。此の法律を適用する措置は各邦に於て設けられたが、その内最も著名なのは「プロシア」の児童の使用に關する一九〇三年十一月三十日及び一九〇六年九月三日の法律である。一九二六年五月一日の命令はこれ等二つの法律の規定を現代的要件に適應せしめた。

#### 年齢に關する規定

##### 一般職業

一九〇三年の聯邦法中には一定の年齢以下の児童の使用を絶對的に禁止せる規定はない。併し乍ら、同法は法律に依つて許容せらるゝ労働に付てさへも警察官憲が個々の場合に於て或る児童に害ある労働に之を使用することを禁ずることを得ることを規定してゐる（第二十條）。

同法に於て「児童」とは十三歳未満の又はその年齢以上であつても尙ほ初等學校に通學する義務ある

少年又は少女であると定義されてゐる(第一條)。使用者の自己の子供と他人の子供の間に差別が設けられてゐる(第三條)。

### 商 業

一九〇三年の聯邦法は十歳未満の使用者の子供又は十二歳未満の他人の子供を商業(定義されてゐない)に使用することを得ざることを規定してゐる(第五條及第十三條)。

### 公衆娛樂業

一九〇三年の聯邦法は就學の義務ある十三歳未満の兒童を劇場又は其の他の公衆娛樂業に於て使用することを得ざることを規定してゐる(第六條及第十五條)。但し行政官廳は藝術又は高級の科學の爲に除外を與へ得る(第六條)。これ等の規定は一九二六年の「プロシア」法に再録されてゐる。

### 映畫の作製

一九二五年の聯邦法は映畫の作製に兒童を使用することを禁じてゐる(第六條(a))。但し下級行政官廳は斯る使用が道徳上、智育上又は身體上の危險を伴はざる條件の下に三歳以上の兒童の使用を許可することを得る(第六條 a (二))。三歳未満の兒童の使用は其の健康及び安全を確保する爲法律に掲げらるゝ特別の措置の執らるゝことを條件として科學又は藝術の爲に許可される(第六條 a (三))。一九二六年の「プロシア」法はこれ等の保護的措置を極めて詳細に規定してゐる(第八條、第八條 a、第八條 b 及第八條(c))。

### 第八條(c)。

#### 酒場其の他

一九〇三年の聯邦法には宿屋及び飲食店に於て十二歳未満の兒童を使用することを一般的に禁じてゐる。同法は尙ほ顧客を接待する爲十三歳未満の少女を使用することを禁じてゐる。但し人口二萬以下の場所に於ては下級行政官廳は家族的企業に於て使用者の自己の子供を使用することを許可することを得る(第十六條)。

一九二六年の「プロシア」法は右の規定を再録し且つ絶對的年齢制限は定めてなくとも、十歳未満の兒童の使用を原則として禁ずべきことを総通してゐる(第二十二條)。

### 配達労働

一九〇三年の聯邦法は品物其の他同様のものを配達する爲使用者が自己の子供を使用することを無制限に認めてゐる。但し權限ある警察官廳は配達労働を規律する爲命令を發することを得る(第十七條)。斯る労働に他人の子供を使用することは彼等が十二歳に達したときに許容される(第八條)。

### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、一九〇三年の聯邦法では他人の子供を使用するに先ち警察官廳に書面を以て届出でそれから警察官廳が労働手帳を發行することになつてゐる(第十條及第十一條)。「ア

「ロシア」に關しては此の事項は一九一六年の法律に依つて詳細に規定されてゐる（第九條乃至第二十一条）。

### 希臘

#### 法 令

婦人及び未成年者の使用は一九一二年一月二十四日及び二月六日の法律第四〇二九號並びに一九一三年八月十四日及び二十七日の施行命令を以て一般的に規律されてゐる。

#### 年齢に關する規定

##### 商 業

一九一二年の法律では商業及び一切の種類の販賣場所に使用し得る年齢は十二歳であり、又初等教育を卒へざる兒童に付ては十四歳である。右の規定は十歳以上の兒童にして其の兩親又は後見人に依つて使用さるゝ者に付ては、勞働が危険又は有害でなく且つ通學を妨げず又は一日三時間以上に亘らざることを條件として、適用しない（第一條(e)）。

一九一三年の命令は「商業及び販賣場所」とは「卸賣若は小賣營業又は商業に關聯せる一切の種類の勞働が行はるゝ屋内設備」と定義してゐる（第二條）。

##### 公衆娛樂業

十三歳未満の兒童は劇場又は類似の興行物に使用することを得ないが、權限ある警察官憲は藝術の爲例外を許可することを得る（第十一條）。斯る例外が與へられる場合に一層低き年齢制限もなく又危險なる興行物に付一層高き制限もないようである。

##### 街頭商業

十四歳未満の兒童は街頭若は公衆の集まる場所に於て又は家より家へと一切の種類の物を販賣することを得ない。新聞賣子に付ては除外が許されるが、その最低年齢は十二歳である（第十條）。

##### 酒場其の他

十二歳未満の又は初等教育を卒へざる十四歳未満の兒童は「カフェー」、酒屋、菓子屋及び同様のもの又は旅館に於て使用することを得ない。家族的の商業的企業に付て許容されると同一の除外が與へられる（第一條(f)及(g)）。

#### 實施上の措置

一九一三年の命令は次ぎの實施上の措置を規定してゐる。即ち法律の適用を受くる年少者十五名以上を使用する場所に於ては規定の事項を示す帳簿を備付け（第二十七條）且つ規定せらるゝ如き注意書を掲示しておかねばならない（第二十八條）。第十一條乃至第十五條に依つて工業に對し要求せらるゝが如き勞働手帳は商業的企業に付ては強制的であるようには思はれないが、商業的企業に對し年齢を